

別 添 1

地域医療連携推進法人（一般社団法人）の定款例	備考
一般社団法人〇〇会定款 第 1 章 名称及び事務所 （名称） 第 1 条 本法人は、一般社団法人〇〇〇〇と称する。 （事務所） 第 2 条 本法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	・ 本法人は、医療法第 70 条の 3 に基づく医療連携推進認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定める一般社団法人の要件等を満たす必要があること。（ただし、同法の規定のうち、医療法第 70 条の 16 の規定により適用除外となっている一般社団法人の名称使用の規定等を除く。）したがって、法人の状況によっては、本定款例に規定のない事項についても、法人法に基づいて定める必要があり得ること。 ・ 医療法の規定により定款に定めなければならない事項（以下「必須記載事項」という。）である。 ・ 都道府県知事より医療連携推進認定を受けた場合、定款例中の「一般社団法人」の表記については、医療法第 70 条の 5 第 2 項の規定により、「地域医療連携推進法人」へ定款変更したものとみなされるものであること。 ・ 必須記載事項 ・ 従たる事務所の所在地を以下のとおり記載することも可能 <例 1>

第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 本法人は、医療連携推進方針に基づき、〇〇に関する医療連携推進業務を行い、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。 (医療連携推進区域) 第4条 本法人の医療連携推進区域は、〇〇県〇〇市、〇〇市、〇〇町とする。 (医療連携推進業務) 第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 医療従事者の資質向上に関する共同研修 (2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入 (3) 参加法人に対する資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集 (4) 医療連携推進方針に沿った連携を推進するための〇〇事業 2 本法人は、参加法人等として個人が参加できることから、次の事業を行わない。 (1) 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集 (2) 医療連携推進業務と関連する法人の株式または持	2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。 <例2> 2 この法人は、従たる事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。 ・必須記載事項 ・必須記載事項 ・医療法第70条の2第2項第2号に基づき医療連携推進方針に記載した、病院等の機能分担や業務連携に関する事項を掲げること。 ・参加法人等として個人が参加できる場合は削除すること。 ・参加法人等として個人が参加できる場合は、必須記載事項
---	--

分を保有することにより、当該法人の事業活動を支配・管理する事業 <例１> 第６条 本法人は、医療連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる事業のほか、〇〇に関する事業を行う。 <例２> 第６条 本法人は、医療連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる事業のほか、医療連携推進業務と関連する〇〇の事業を行う法人の株式または持分を保有することにより、当該法人の事業活動を支配・管理する事業を行う。 第７条 本法人の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院、第一種社会福祉事業を行う施設及び事業所）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 ２ 本法人が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 (2) 〇〇診療所	・① 医療法第 70 条の 2 第 4 項に基づき医療連携推進方針に記載した、病院等と介護施設等との業務連携、② 同法第 70 条の 8 第 2 項に基づく出資、③ 同条第 3 項に基づく病院等又は介護施設等の運営に関する事項等掲げること。 ・医療法第 70 条の 8 第 2 項に基づく出資を行う場合の記載 ・必須記載事項 ・医療法第 70 条の 8 第 3 項に基づき、本法人が直接開設する病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）又は介護事業施設等の名称及び開設場所を記載すること。
---	--

(法人の構成員) 第9条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。 (1) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人 (2) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人 (3) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する個人 (4) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人 <例1> (5) (1)又は(2)の法人のうち、法第70条第1項の参加法人等になることを希望しない法人 <例2> (5) (1)から(4)の法人又は個人のうち、法第70条第1項の参加法人等になることを希望しない法人又は個人 (6) 本法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者 (7) 本法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者	法上の用語である「社員」、「退社」等を用いているが、各法人の実情に応じて「会員」、「退会」などすることも可能。この場合、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるかを定款上明確にする必要がある。 ・必須記載事項 ・介護事業だけでなく、薬局、見守り等の生活支援事業等を実施する営利を目的としない法人も含まれる。 ・介護事業だけでなく、薬局、見守り等の生活支援事業等を実施する営利を目的としない個人も含まれる。 ・参加法人等として個人が参加できない場合の記載 ・参加法人等として個人が参加できる場合の記載
---	--

(社員の資格の取得) 第 10 条 本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。 2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 第 11 条 以下の者については、社員としない。 (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族 (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族 (3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員 (4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人 (5) 前各号に掲げる者に類するもの (経費の負担) 第 12 条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。 <例 1> 第 13 条 第 9 条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。 (1) 予算の決定又は変更 (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一	・ 必須記載事項 ・ 例えば、社員総会の承認を得ることとすることも可能 ・ 必須記載事項 ・ 経費の負担を生じさせる場合には定款に規定が必要（法人法第 27 条（経費の負担）） ・ 事業活動に経常的に生じる費用とは、本法人の本部運営に当たって発生する事務的経費等であり、医療連携推進業務に要する費用については、財源を別途確保する必要がある。 ・ 参加法人等として個人が参加できない場合の記載 ・ 必須記載事項 ・ 医療法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号 ・ 意見を求める事項については、す
--	---

時の借入金を除く。)の借入れ (3) 事業に係る重要な資産の処分 (4) 事業計画の決定又は変更 (5) 定款又は寄附行為の変更 (6) 法人の合併又は分割 (7) 目的たる事業の成功の不能による解散又は事業の廃止 <例2> 第13条 第9条の(1)から(4)の参加法人等が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。 (1) 事業に係る重要な資産の処分 (2) 事業計画の決定又は変更 (3) 法人の合併又は分割 (4) 目的たる事業の成功の不能による解散又は事業の廃止 (任意退社) 第14条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。 (除名) 第15条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。 (社員資格の喪失)	べてを具体的に明記すること。 (左欄(1)～(7)に掲げる事項は医療法第70条の3第1項第18号に掲げるものであり、すべて意見を求める事項としなければならない。) ・参加法人等として個人が参加できる場合の記載 ・必須記載事項 ・医療法第70条の3第1項第18号 ・意見を求める事項については、すべてを具体的に明記すること。 (左欄(1)～(4)に掲げる事項は医療法第70条の3第1項第18号に掲げるものであり、すべて意見を求める事項としなければならない。) ・退社の手続を定める場合には定款で規定が必要(法人法第28条(任意退社)) ・法人法第30条(除名)、第49条2項(社員総会の特別決議)
---	--

第 16 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 第 12 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。 (2) 総社員が同意したとき。 (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。 第 5 章 社員総会 (構成) 第 17 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。 (権限) 第 18 条 社員総会は、次の事項について決議する。 (1) 社員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分	・ 必須記載事項 ・ 法人法及び医療法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるかを定款上明確にすることが必要 ・ 社員総会は法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができる(法人法第 35 条第 2 項)。法人法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは効力を有せず(法人法第 35 条第 4 項)、社員総会以外の機関がその決定を覆すこととなるような定款の定めを設けることもできない。
--	---

(7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認 (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催) 第 19 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。 (招集) 第 20 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。 (議長) 第 21 条 社員総会の議長は、 <例 1> 当該社員総会において社員の中から選出する。 <例 2> 代表理事がこれに当たる。 (議決権) 第 22 条 社員総会における議決権は、 <例 1> 社員 1 名につき 1 個とする。 <例 2> 社員〇〇につき〇個、社員〇〇につき〇個とする。	・ 定時社員総会は年に 1 回、毎事業年度終了後一定の時期に招集しなければならない（法人法第 36 条第 1 項）ため、開催時期を定めておくことが望ましい。他方、臨時社員総会は、いつでも招集することができる（法人法第 36 条第 2 項）。 ・ 法人法第 36 条、第 38 条（社員総会の招集） ・ 総社員の議決権の 10 分の 1 以上が必要とされるが、定款で 5 分の 1 以下の割合を定めることも可能（法人法第 37 条第 1 項） ・ 議長は社員総会の秩序を維持し、議事を整理し、また、命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる強い権限を有する（法人法 54 条）ため、その選出方法についても定めておくことが通例 ・ 定款で別段の定めをした場合を除き、社員は各 1 個の議決権を有する。また、<例 2>については、社員の議決権に関する定款の定
---	---

(決議) 第 23 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 (1) 社員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) その他法令で定められた事項 3 第 1 項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。 (議事録) 第 24 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。	めが、①医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること、②社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであることのいずれも満たす場合のみ可能（医療法第 70 条の 3 第 1 項第 10 号） ・ 法人法第 49 条（社員総会の決議） ・ 総社員の議決権の 3 分の 2 以上が必要とされているが、定款によりこれを上回る割合を定めることも可能（法人法第 49 条第 2 項） ・ 解散については総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ決議ができない（医療法第 70 条の 15 において準用する同法第 55 条第 2 項）が、定款により別段の定めをすることも可能 ・ 法人法第 57 条（議事録） ・ 法人法では、議決権の代理行使（第 50 条）、書面による議決権の行使（第 51 条）、電磁的方法による議決権の行使（第 52 条）、社員総会の決議の省略（第 58 条）、社員総会への報告の省略（第 59 条）等
--	---

第6章 役員 (役員の設置) 第25条 本法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○名以上○名以内 (2) 監事 ○名以内 2 理事のうち1名を代表理事とする。 (役員の選任) 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の親族等の数は、役員の総数の3分の1を超えてはならない。 3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。 4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。	が定められており、その手続について定款に規定しておくことも可能 ・「役員に関する規定」は必須記載事項 ・法人法の名称と異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、代表理事を「理事長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを定款上明確にする必要がある。 ・理事は3名以上、監事は1名以上置かなければならない（医療法第70条の3第1項第13号）。 ・理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない（法人法第90条第3項）。 ・各役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ① 役員のいずれか1人 ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によ
---	---

第 27 条 以下の者については、役員としない。 (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族 (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族 (3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員 (4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人 (5) 前各号に掲げる者に類するもの (役員の職務及び権限) 第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。 3 代表理事は、 ＜例 1＞毎事業年度に 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 ＜例 2＞毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	て生計を維持しているもの ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの ・代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければならない（医療法第 70 条の 19 第 1 項）。 ・必須記載事項 ・理事は理事会において一定の取引について重要な事実を開示、その承認を受けなければならない（法人法第 84 条、第 92 条）。 ・法人法上、代表理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。この報告は現実に開催された理事会において行わなければならない。報告の省略をすることはできない（法人法第 98 条第 2 項）。なお、報告の頻度については、定款で毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上とするこ
---	---

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 (役員の任期) 第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。 2 監事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 (役員の解任) 第 30 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。 (役員の報酬等) <例 1> 第 31 条 理事及び監事に対して、<例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。 <例 2> 第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、<例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。	とも可能（法人法第 91 条第 2 項） ・法人法第 99 条第 1 項、第 2 項（監事の権限） ・理事の任期は定款又は社員総会の決議によって短縮することが可能（法人法第 66 条） ・監事の任期は 2 年を超えることができない（医療法第 70 条の 12 において準用する同法第 46 条の 5 第 9 項）。 ・法人法第 75 条第 1 項（役員に欠員を生じた場合の措置） ・法人法第 70 条第 1 項（解任） ・監事を解任する場合は特別決議が必要（法人法第 49 条第 2 項） ・理事及び監事の報酬について、定款でその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある（法人法第 89 条、第 105 条第 1 項）。 ・法人法では、代表理事に欠員が生じた場合の措置（第 79 条）、理事の職務執行状況の報告（第 91 条第 2 項）等が定められており、その手続について定款に規定して
---	--

第 7 章 理事会 (構成) 第 32 条 本法人に理事会を置く。 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。 (権限) 第 33 条 理事会は、次の職務を行う。 (1) 本法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事の選定及び解職 第 34 条 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。ただし、代表理事を再任する場合については、この限りでない。 (招集) 第 35 条 理事会は各理事が招集する。 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (決議) 第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。	おくことも可能 ・「理事会に関する規定」は必須記載事項 ・医療法第 70 条の 3 第 1 項第 15 号 ・法人法第 90 条第 2 項 ・医療法第 70 条の 19 第 1 項 ・原則として、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることも可能（法人法第 93 条第 1 項） ・過半数を上回る割合を定款で定めることも可能（法人法第 95 条第 1 項） ・特別の利害を有する理事が、議決に加わることはできない（法人法第 95 条第 2 項）。 ・理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められない。 ・可否同数の場合に、議長に 2 票を
--	--

(議事録) 第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。 第 8 章 地域医療連携推進評議会 (構成) 第 38 条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。 2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。 3 地域医療連携推進評議会の定員は、○人以内とする。 4 地域医療連携推進評議会の構成員は、社員総会において、第 2 項に掲げる者の中から選任する。 (権限)	与えることになるような定款の定めをすることは不可 ・理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款に定めることができる（法人法第 96 条）。 ・定款で、記名押印する者を、当該理事会に出席した代表理事及び監事とすることも可能（法人法第 95 条第 3 項） ・必須記載事項 ・例えば、理事会において選任することも可能
---	---

第 39 条 地域医療連携推進評議会は、本法人が第 13 条の意見を述べるに当たり、本法人に対し、必要な意見を述べることができる。 2 地域医療連携推進評議会は、参加法人等が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。 3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。 (開催) 第 40 条 地域医療連携推進評議会は、毎年度〇月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。 (招集) 第 41 条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。 第 9 章 資産及び会計 第 42 条 本法人の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 第 43 条 本法人の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。	・ 必須記載事項 ・ 前条第 1 項及び第 2 項の意見を述べるために、あらかじめ開催時期や招集方法を定めておくことが望ましい。 ・ 「資産及び会計に関する規定」は必須記載事項
--	---

4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。 5 本法人は、前2項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。	・医療法第70条の14に規定する特定地域医療連携推進法人以外の法人の場合の記載 ・事業報告書等については、監事の監査が必要であり、そのうち、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士等の監査も必要
＜例2＞ 4 本法人は、前項の監事の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。 第47条 本法人の理事は、前条第5項（又は第4項）の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。 2 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条第5項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。 3 第1項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。 4 本法人の理事は、第1項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。	・医療法第70条の14に規定する特定地域医療連携推進法人の場合の記載 ・事業報告及び決算については、医療法第70条の14において準用する同法第51条の2の規定に基づき、定められた書類に関して社員総会における承認、報告が必要
第48条 本法人は、前条第3項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。 第49条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 (1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款	・医療法第70条の14において準用する同法第51条の3（公告） ・事業報告及び決算については、定められた書類に関して備え置き、閲覧に供することが必要（医療法第70条の14において準用する同

(2) 公認会計士等の監査報告書 2 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。 3 本法人は、第1項の書類の写しを従たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 4 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から3年間、事業報告書等（財産目録を除く。）の写し、監事の監査報告書の写し及び公認会計士等の監査報告書の写しを従たる事務所に備え置かなければならない。 第50条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を認定都道府県知事に届け出なければならない。 第51条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。 （医療連携推進目的取得財産残額の算定） 第52条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。	法第51条の4） ・医療法第70条の14に規定する特定地域医療連携推進法人の場合は「公認会計士等の監査報告書」は不要。 ・主たる事務所においては原本を5年間、従たる事務所においては、その写しを3年間備え置く必要がある。 ・医療法第70条の14に規定する特定地域医療連携推進法人の場合は、「公認会計士等の監査報告書」は不要。 ・医療法第70条の14において準用する同法第52条 ・医療法第70条の14に規定する特定地域医療連携推進法人の場合は、「公認会計士等の監査報告書」は不要。 ・医療法第70条の14において準用する同法第54条
--	--

第 10 章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第 53 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。 第 54 条 この定款の変更は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。 第 55 条 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を認定都道府県知事に届け出なければならない。 (解散) 第 56 条 本法人は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 破産手続開始の決定 2 本法人は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、認定都道府県知事の認可を受けなければならない。 第 57 条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本法人が解散した場合には、認定都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了	・ 必須記載事項 ・ 定款を変更する場合は特別決議が必要（法人法第 49 条第 2 項、第 146 条） ・ 医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 54 条の 9 ・ 医療法第 70 条の 18 第 1 項において準用する同法第 54 条の 9 第 5 項 ・ 必須記載事項
---	--

第 12 章 雑則 第 61 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。 附則 1 本法人の設立時社員の名称又は氏名及び住所は、次のとおりである。 ○県○市○町○丁目○番○号 ○法人○会 ○県○市○町○丁目○番○号 ○法人○会 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○ ○○ 2 本法人の設立時役員の氏名及び住所は、次のとおりである。 代表理事 ○県○市○町○丁目○番○号 ○法人○会 ○○ ○○ 理事 ○県○市○町○丁目○番○号 ○法人○会 ○○ ○○ ・ ・ ・ 監事 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○ ○○	・ 必須記載事項
---	-----------------